

議案第 51 . 52 . 53 . 54 . 55 号

補正予算反対討論

2011.12.15

日本共産党議員団

梶田 進

私は日本共産党議員団を代表して、議案第 51 号「平成 23 年度武豊町一般会計補正予算」(第 7 号)をはじめ、議案第 52 号「国民健康保険事業特別会計補正予算」(第 2 号)、議案第 53 号「介護保険事業特別会計補正予算」(第 1 号)、議案第 54 号「下水道事業特別会計補正予算」(第 1 号)及び議案第 55 号「水道事業会計補正予算」(第 1 号)について、反対の立場で、討論いたします。

議案第 51 号を始めとする 5 議案の補正予算は、人事院の勧告などに基づく職員給与の改定が主な内容となっています。日本共産党議員団は 11 月 28 日の臨時議会において、「武豊町職員の給与条例改正」に反対の立場で討論をおこないました。

人事院の勧告に基づく給与改定は対処者が 1 4 5 人、平均で 0.21%の引き下げ、50 歳代が中心で 40 歳以上の職員が対象となり、対象者の平均給与改定が 0.37%の引き下げ、減給保障者の給与改定が 0.9%引き下げ、年間の給与減額総額が 3 7 2 万 6 千円余となります。

今回の人事院勧告の実施は地方公共団体のみで、国家公務員の人事院勧告は未実施となりました。人事院勧告に基づく給与改定を実施するという根本がなくなりました。さらに、「不利益不遡及」の原則をも逸脱しています。

相次ぐ経験豊富な職員の職員給与の引き下げは、経験豊富な職員の士気に悪影響を及ぼすと同時に職員全体の士気に影響することは必至であります。

国内消費を支える勤労者収入が負のスパイラルが続いていることから、国内消費が低迷し景気を支えることができず、先進諸国の中で、唯一、景気低迷を続ける日本の景気を上向きにするために、民間給与にも大きな影響を与える、公務員給与の引き下げを実施する各議案に賛成することはできません。

以上、議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 53 号、議案第 54 号、議案第 55 号に対する反対討論とします。

以上